

○柏市民ギャラリー条例施行規則

平成4年3月31日

(教) 規則第7号

改正 平成5年5月26日 (教) 規則第7号

平成7年6月30日 (教) 規則第13号

平成8年6月28日 (教) 規則第16号

平成9年2月28日 (教) 規則第3号

平成11年3月26日 (教) 規則第5号

平成25年2月22日 (教) 規則第5号

平成25年7月26日 (教) 規則第16号

平成27年3月27日 (教) 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市民ギャラリー条例（昭和54年柏市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平27教委規則6)

(使用許可申請等)

第3条 条例第3条第2項の申請（以下「使用許可申請」という。）は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める期間に、使用許可申請書を条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市民が使用する場合 使用日又は使用期間の初日の属する年度の4月1日の7か月前から使用日又は使用期間の初日の1か月前まで

(2) 市民以外の者が使用する場合 使用日又は使用期間の初日の属する年度の4月1日の3か月前から使用日又は使用期間の初日の1か月前まで

2 指定管理者は、使用許可申請があったときは、使用許可（条例第3条第1項の許可をいう。以下同じ。）の可否を決定し、使用許可をする旨の決定をしたときはその旨を使用許可決定通知書により、使用許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を使用不許可決定通知書により、当該使用許可申請をしたものに通知するものとする。

- 3 使用者（条例第3条の3第1項に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、柏市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用に際し、前項の使用許可決定通知書（変更許可（条例第3条の2第1項の許可をいう。以下同じ。）を受けた場合にあっては、第4条の2第3項の変更許可決定通知書）を係員に提示しなければならない。

（平5教委規則7・平27教委規則6・一部改正）

（使用許可の順位）

第4条 使用許可は、使用許可申請の順序とし、使用許可申請が同順位となったときは抽選又は協議により順位を決定する。この場合において、前条第1項第1号に規定する使用許可申請の期間の開始後1か月間における使用許可申請及びそれ以外の期間における同日の使用許可申請は、同順位とみなす。

- 2 指定管理者は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定によらないで使用許可をすることができる。

（平5教委規則7・平27教委規則6・一部改正）

（使用の変更の許可等）

第4条の2 条例第3条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 使用希望日
- (2) ギャラリーの使用に係る催物（以下「催物」という。）の開始時刻又は終了時刻
- (3) 催物の名称又は内容
- (4) 条例別表に規定する入場料若しくはこれに類するものの徴収又は販売行為の有無
- (5) その他指定管理者が必要と認める事項

- 2 条例第3条の2第2項において準用する条例第3条第2項の申請（以下「変更許可申請」という。）は、変更許可申請書に第3条第2項の使用許可決定通知書を添付して、使用日又は使用期間の初日の10日前までに指定管理者に提出することにより行わなければならない。

- 3 指定管理者は、変更許可申請があったときは、変更許可の可否を決定し、変更許可をする旨の決定をしたときはその旨を変更許可決定通知書により、変更許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を変更不許可決定通知書により、当該変更許可申請をしたものに通知するものとする。

（平27教委規則6・追加）

(特別設備設置許可申請等)

第5条 条例第3条の3第2項において準用する条例第3条第2項の申請（以下「特別設備設置許可申請」という。）は、特別設備設置許可申請書に仕様書又は図面を添付して指定管理者に提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特別設備設置許可申請があったときは、設置許可（条例第3条の3第1項の許可をいう。以下同じ。）の可否を決定し、設置許可をする旨の決定をしたときはその旨を特別設備設置許可決定通知書により、設置許可をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を特別設備設置不許可決定通知書により、当該特別設備設置許可申請をしたものに通知するものとする。

(平27教委規則6・全改)

(使用中止の届出)

第6条 条例第3条の4の規定による届出は、使用中止届出書を使用日又は使用期間の初日の10日前までに指定管理者に提出することにより行わなければならない。

(平27教委規則6・全改)

第7条から第9条まで 削除

(平27教委規則6)

(利用料金の支払時期)

第10条 条例第4条第1項の規定による利用料金の支払は、指定管理者が定める支払期限までに行わなければならない。

(平7教委規則13・平9教委規則3・平27教委規則6・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、指定管理者が主催し、又は共催する場合は、利用料金の全部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

3 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者が別に定める書面により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の承認をしたときはその旨を、承認をしないときはその旨及びそ

の理由を、指定管理者が別に定める書面により同項の申出をしたものに通知するものとする。

(平7教委規則13・平8教委規則16・平25教委規則5・平27教委規則6・一部改正)

(利用料金の返還)

第12条 条例第6条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 天災、地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかった場合 既に支払った利用料金の全額

(2) 使用日又は使用期間の初日の10日前までに、条例第3条の4の規定による届出をした場合 既に支払った利用料金の5割

2 利用料金の返還を受けようとするものは、指定管理者が別に定める書面により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をしたときはその旨を、承認をしないときはその旨及びその理由を、指定管理者が別に定める書面により同項の申出をしたものに通知するものとする。

(平27教委規則6・一部改正)

(使用許可の取消し等の通知)

第13条 指定管理者は、条例第7条第2項の規定による使用許可若しくは設置許可の取消し又は使用若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止の命令をしたときは、その旨及びその理由を使用許可等取消等通知書によりその相手方に通知するものとする。

(平27教委規則6・全改)

(委員会による管理等)

第14条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者にギャラリーの管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条第1項本文中「条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「教育委員会（以下「委員会」という。）」と、同項ただし書及び同条第2項、第4条第2項並びに第4条の2から第6条までの規定中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「条例第4条第1項の

規定による利用料金」とあるのは「条例第9条第2項の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者は」とあるのは「委員会は」と、「指定管理者が」とあるのは「本市が」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第12条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」と、同条第3項及び第13条中「指定管理者」とあるのは「委員会」とする。

(平27教委規則6・全改)

第15条 削除

(平27教委規則6)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(柏市民サロン設置及び管理等に関する条例施行規則の廃止)

- 2 柏市民サロン設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和54年柏市教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則（平成5年教育委員会規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 使用日又は使用期間の初日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成6年3月31日までの間の使用の許可及び使用の許可の順位については、施行日以後も、なお従前の例による。

附 則（平成7年教育委員会規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 使用日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成8年3月31日までの間の使用料の減免基準は、施行日以後も、なお従前の例による。

附 則（平成8年教育委員会規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 使用日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成9年3月31日までの間の使用料の減免基準は、施行日以後も、なお従前の例による。

附 則（平成9年教育委員会規則第3号）

この規則は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成11年教育委員会規則第5号抄）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教育委員会規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教育委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教育委員会規則第6号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。